



1、趣旨

厚生労働省では、労働安全衛生関係法令上、製造工程等の管理が未規制の化学物質であって、がん等の労働者に重篤な健康障害を及ぼすおそれのあるものについて、労働者の当該物質へのばく露の状況等の情報に基づきリスク評価を行った上で必要な規制を行うこととしていきます。

今般、「平成23年度化学物質による労働者の健



厚生労働省発行パンフレット

康障害防止措置に係る検討会」等の報告において、インジウム化合物、コバ

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正について (インジウム化合物等に係る労働者の健康障害防止措置の拡充等)

ルト及びその無機化合物並びにエチルベンゼンについて、労働者の健康障害防止措置の拡充のため労働安全衛生関係法令の整備を検討すべきとされたところであり、これを踏まえ、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年

労働省令第39号。以下「特化則」という）等の一部について所要の改正が行われました。

2、施行期日等

(1) 公布期日

政令 平成24年9月20日

日

省令 平成24年10月1日

日

(2) 施行期日

平成25年1月1日（経過措置あり）

日

3、改正の内容（抜粋）

(1) 特化則の一部改正

ア、特化則第2条第5号に規定する管理第2類物質に、以下の物を追加する。

(イ) インジウム化合物及びこれをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「インジウム化合物等」という）

(ロ) コバルト又はその無機化合物及びこれらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「コバルト等」という）

(ハ) エチルベンゼン

(ニ) エチルベンゼンを1%を超えて含有する製剤等（以下「エチルベンゼン混合物」という）

(ホ) エチルベンゼン、令別表第六の二に掲げる有機溶剤を当該混合物の重量の5%を超えて含有する製剤等（イ）に掲げる物を除く）

ウ、コバルト等及びエチルベンゼン等に係る一部の業務に係る適用除外を規定する。

コバルト等及びエチルベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、作業主任者の選任、作業環境測定及び健康診断の対象業務から除くこととする一定の業務は、以下の業務とする。

(ア) エチルベンゼン等に係る塗装の業務（以下「エチルベンゼン塗装業務」という）以外の業務

(イ) コバルト等を触媒として取り扱う業務

なお、当該業務については、特化則の関係規定も適用しないこととする。

エ、エチルベンゼン塗装業務に係る作業については、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という）第37条の有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任することとする。

オ、エチルベンゼン及び有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する製

という)

※管理第2類物質に追加されることにより、これらの物のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場については局所排気装置の設置等の発散抑制措置を講じること、当該局所排気装置等を設置しようとするときはあらかじめ届け出ること、作業環境測定を行うこと等が必要となる。

イ、第2類物質の1類

型として「エチルベンゼン等」を設け、以下の物を対象とする。

(ア) エチルベンゼン

(イ) エチルベンゼンを1%を超えて含有する製剤等（以下「エチルベンゼン混合物」という）

(ロ) エチルベンゼン、令別表第六の二に掲げる有機溶剤を当該混合物の重量の5%を超えて含有する製剤等（イ）に掲げる物を除く）

ウ、コバルト等及びエチルベンゼン等に係る一部の業務に係る適用除外を規定する。

コバルト等及びエチルベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、作業主任者の選任、作業環境測定及び健康診断の対象業務から除くこととする一定の業務は、以下の業務とする。

(ア) エチルベンゼン等に係る塗装の業務（以下「エチルベンゼン塗装業務」という）以外の業務

(イ) コバルト等を触媒として取り扱う業務

なお、当該業務については、特化則の関係規定も適用しないこととする。

エ、エチルベンゼン塗装業務に係る作業については、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という）第37条の有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任することとする。

オ、エチルベンゼン及び有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する製

物（以下「コバルト等」という）

チルベンゼン等に係る一部の業務に係る適用除外を規定する。

コバルト等及びエチルベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、作業主任者の選任、作業環境測定及び健康診断の対象業務から除くこととする一定の業務は、以下の業務とする。

(ア) エチルベンゼン等に係る塗装の業務（以下「エチルベンゼン塗装業務」という）以外の業務

(イ) コバルト等を触媒として取り扱う業務

なお、当該業務については、特化則の関係規定も適用しないこととする。

エ、エチルベンゼン塗装業務に係る作業については、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という）第37条の有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任することとする。

オ、エチルベンゼン及び有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する製

剤等（以下「エチルベンゼン有機溶剤混合物」という）を製造し、又は取り扱う作業場に係る作業環境測定については、エチルベンゼンのほか、含有する有機溶剤の濃度を測定するものとする。

カ、インジウム化合物等、エチルベンゼン等、コバルト等についての健康診断項目を規定する。また、一定の物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用している者に対し行う特殊健康診断に係る対象物質として、インジウム化合物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物、コバルト又はその無機化合物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物及びエチルベンゼンをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を追加する。

キ、特化則第38条の3の特別管理物質に、インジウム化合物等、エチルベンゼン等及びコバルト等を追加する。

※特別管理物質に追加されることにより、有害物の名称等の掲示、作業の記録の保存（30年間）、作業環境測定・評価の結果の記録の保存（30年間）、特殊健康診断の結果の記録の保存（30年間）等が必要となる。

ク、インジウム化合物等及びコバルト等の二次発じんによる健康障害防止のため、床等の掃除の実施を義務付ける。

ケ、インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業について、厚生労働大臣の定めるところにより、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならぬこととする。また、使用した器具等の付着物の除去等の措置を講じなければ作業場外に持ち出してはならぬこととする。

コ、エチルベンゼン塗装業務について、有機溶剤としての使用の実態に着目した健康障害防止措置として、有機則に規定する第2種有機溶剤等又は第3種有機溶剤等に係

る有機溶剤業務に必要な措置のうち、発散抑制措置、呼吸用保護具等に係る規定を準用する。

また、船体ブロック内部の塗装のように発散面の広い場合における発散抑制措置の特例措置によ

り、全体換気装置の設置により対応する場合には、送気マスク又は全面形防毒マスクの使用を義務付ける。

サ、特定化学物質として規定されているエチレンオキシド及び酸化プロ

平成25年3月25日(月)から3月29日(金)まで

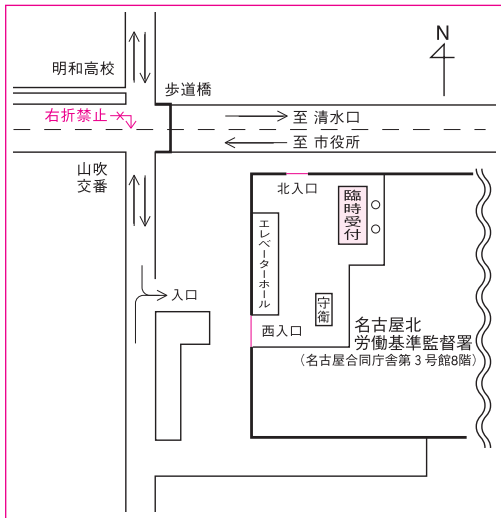
36協定等の臨時受付所を開設します

名古屋北労働基準監督署

名古屋北労働基準監督署では、毎年度末になると、36協定等の提出に

より当署窓口が大変混雑し、来署者の皆様に多大なるご迷惑をおかけして

いるところですので。そこで、混雑を緩和するために、タイムの期間中、当署が入居している名古屋合同庁舎1階に臨時の受付所を設けました。



ピレンを特化則第38条の14に規定するくん蒸作業に係る措置の対象とする。詳しくは、厚生労働省のホームページにて確認して下さい。

当受付所において受理できる届出書類は、

- ① 36協定届
- ② 1年単位の変形労働時間制に関する協定届
- ③ 就業規則の新規・変更届出

ただし、36協定及び就業規則の本社一括届や労災関係及び安全衛生の各種届出書類については通常通り当庁舎8階の当署窓口にて提出下さるようよろしくお願い致します。

▽ 不明な点がございましたら、名古屋北労働基準監督署第1方面（☎052-961-8653）までご連絡下さい。